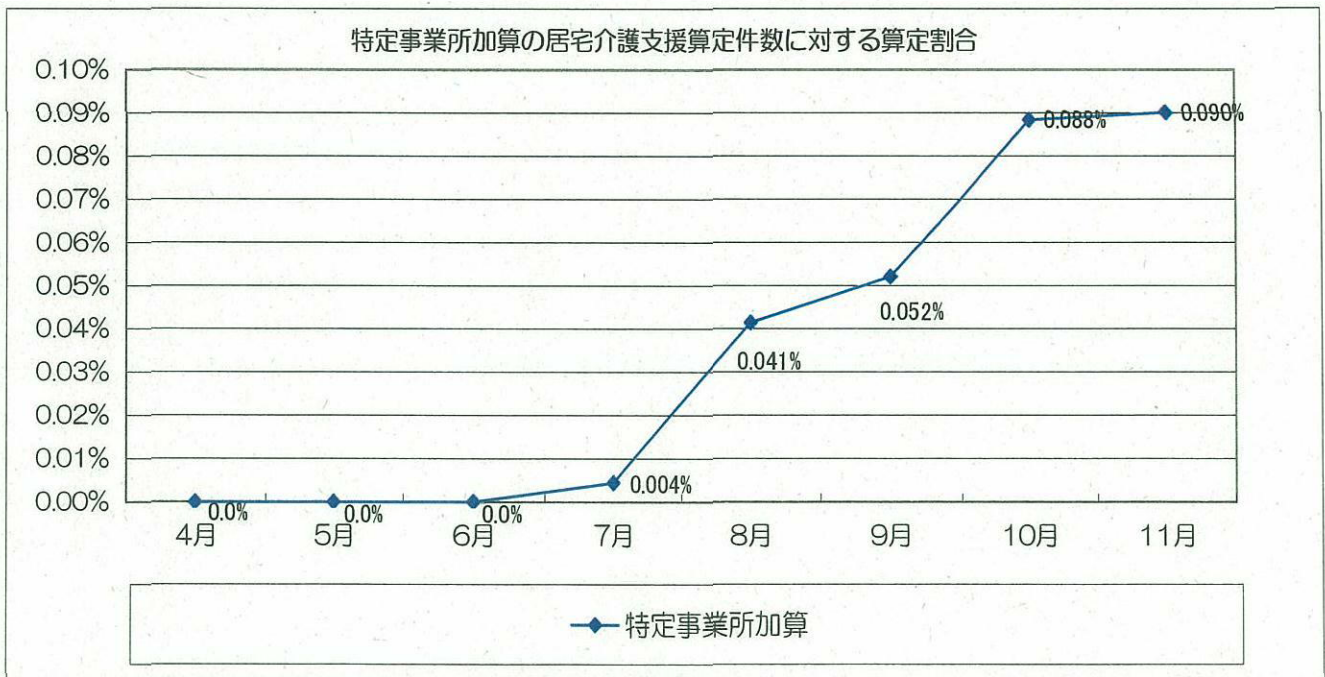




注) 算定割合は、介護予防支援・居宅介護支援の算定件数に対する加算の算定件数の割合である。

\*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)



注) 特定事業所加算については前3ヶ月の利用者の要介護度も算定要件になっているため、加算は7月からとなる。

\*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)